

国家知的財産権政策 (日本語仮訳)

商工省産業政策推進局
2016年5月公表

2016年6月

独立行政法人 日本貿易振興機構
ニューデリー事務所
知的財産権部

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などを、できる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

目次[※]

要約.....	2
序論.....	4
概要.....	5
ビジョン・ステートメント.....	6
ミッション・ステートメント.....	6
目標.....	7
目標 1：知的財産権に対する意識向上：アウトリーチとプロモーション.....	7
目標 2：知的財産権の創出.....	9
目標 3：法的枠組み.....	12
目標 4：行政および管理.....	13
目標 5：知的財産権の商業化.....	17
目標 6：権利行使および司法判断.....	19
目標 7：人材開発.....	21
実施.....	22

※ JETRO 註：日本語仮訳に基づきページ番号を英語本文から変更。

要約

創造性および革新性は、知識経済の成長と発展において不変のものである。インドは創造と革新のエネルギーに満ち溢れている。インドには、TRIPSに準拠した、強固で公正かつダイナミックな知的財産権制度がある。包括的な知的財産権政策により、公益を図りつつ、インドの経済成長および社会文化的発展のために知的財産の最大限の可能性を引き出す、全体的かつ貢献的なエコシステムが促進されるであろう。本国家知的財産権政策の根拠は、知的財産権が市場性の高い金融資産および経済的ツールとして重要であるという認識を高めることである。

ビジョン・ステートメント

万人の利益のために、創造性および革新性が知的財産によって奨励されるインド、知的財産が科学技術、芸術文化、伝統的知識および生物多様性資源の発展を推進するインド、知識が開発の主要な原動力であり、所有される知識が共有される知識に変わるインド。

ミッション・ステートメント

インドにおいて、以下を目的とした、ダイナミックで活気に満ち、かつ釣合いのとれた知的財産制度を構築する。

- 知識経済における革新性と創造性を促進することにより、起業家活動を促進し、社会経済的および文化的発展を強化する。
- 社会的、経済的および技術的重要性の高い分野の中でも、特に医療、食糧安全保障ならびに環境保護に注力する。

本政策では7つの目標が設定され、その中で担当省庁が取るべき手段が示されている。この目標について、以下に略述する。

目標 1：知的財産権に対する意識向上：アウトリーチとプロモーション - 社会のすべての部門における知的財産権の経済的、社会的および文化的利益に関する国民の認識を高める

21世紀は知識の時代であり、知識経済によって牽引されている。知的財産権の恩恵ならびに権利所有者および国民にとっての知的財産権の価値についての認識を高めるために、全国的な推進プログラムが展開されるべきである。このようなプログラムにより、公的部門および民間部門、研究開発センター、産業界ならびに学術研究機関において創造性および革新性を奨励する環境が作り出され、商業化および保護可能な知的財産の創出につながっていく。とりわけ田舎や辺境地域の目立たない知的財産の創出者および所有者に手を差し伸べることも必要である。このプログラムのメッセージは、「**創造的なインド、革新的なインド (Creative India; Innovative India)**」という包括的なスローガンで示される。

目標 2：知的財産権の創出 - 知的財産権の創出を奨励する

インドは科学技術分野において多くの人材を抱えており、その人材は、研究開発機関、企

業、大学および技術研究所に広がっている。この豊富な知識資源を利用し、知財資産の創造を奨励することが必要である。部門を超えて包括的な基礎調査または知財監査を行うことで、特定分野の将来性を評価することができ、ひいては的を絞ったプログラムを編成・実施することができる。国の優先分野に関する研究者および革新企業の支援に重点が置かれることになる。法人部門に対し、知的財産権の創出と活用を奨励することも必要である。すべての発明者、とりわけMSME、スタートアップ、草の根革新企業が知的財産権制度の恩恵を受けられる制度を考案するための対策も求められる。

目標 3：法的枠組み - 権利者の利益と公衆の利益との釣合いがとれた、強力かつ効果的な知的財産権法を持つ

インドの現行知財法は、TRIPS協定後に成立したまたは改正されたもので、同協定に完全に準拠している。これらの現行法は、様々な判決と共に、知的財産権の保護および推進に向けた効果的で安定した法的枠組みとなっている。インドは、TRIPS協定および公衆衛生に関するドーハ宣言に引き続き従うものとする。また、インドは多様な形態で存在する伝統的医療に関する知識も豊富であり、これらの悪用を防ぐことも重要である。

目標 4：行政および管理- サービス指向の知的財産権行政を近代化し、強化する

様々な知的財産権の運用管理局（知財局）は、効率的で釣合いのとれた知的財産権制度の要である。知財局は現在二つの課題を抱えている。一つは、業務量と技術的な複雑性が増している中で、自身の業務をより効率化、合理化させ、費用対効果を高めること。もう一つは、付加価値サービスを開発して利用者層へ提供することで、知財局をより利用者にやさしいものにするることである。商工省産業政策推進局（DIPP）には、知的財産権推進管理部（CIPAM）が設置されるほか、1957年著作権法および2000年半導体集積回路配置法の所管が移される。これにより、知財資産の推進、創出および商業化だけでなく、各種知財局間のより効果的な相乗作用が促されることになる。

目標 5：知的財産権の商業化 - 商業化を通して知的財産権の価値を得る

知的財産権の価値および経済的報酬は、その商業化からのみ生じる。起業家精神を奨励し、知的財産権の経済的価値が得られるようにすべきであり、投資家と知財創出者をつなげることが必要である。知財の市場化を目的とした知財の金銭的評価および知的財産権の可能性の評価という、別の制約にも直面している。創作者および革新企業を潜在的な利用者、購買者および資金提供機関と結び付けるための公的プラットフォームを提供するべきである。

目標 6：権利行使および司法判断 - 知的財産権侵害を阻止するための権利行使ならびに司法判断の仕組みを強化する

知的財産権を尊重する精神を一般大衆に広め、発明者および知財創出者に対し、自身の権

利を保護・行使する方法を知らせる必要がある。また、各州警察の知的財産権部の強化を含めた、様々なレベルの権利執行機関の能力開発や、模倣品および海賊品をチェックする方法を見つけ、それを実施することも必要である。裁判官向けの知的財産権ワークショップ/セミナーを定期的で開催することも、知的財産権係争での効果的な判決につながるであろう。知的財産権に関する係争は、専門商事裁判所で裁決されることが望ましい。裁判外紛争解決（ADR）手続が検討されることもある。

目標 7：人材開発 - 知的財産権分野での教育、研修、研究、スキル開発のための人材、制度および能力を強化・拡大する

経済成長を促進するために知的財産権の潜在能力を最大限に活用するには、政策と法律、戦略策定、行政、権利行使などの分野における知財専門家および有識者の人材プールを拡大していくことが不可欠である。このように専門家が確保されることで、国内の知財資産の創出および開発目的での利用が進むことになる。

実施

本知的財産権政策は、知財を国家開発計画における政策および戦略的手段として統合することを意図する。これは、インドにおける知財制度の協調的かつ統合的な開発、ならびに知財の法制面、行政面、制度面での課題および権利行使に係る課題に関して講じられる全体的なアプローチの必要性を見越したものである。インドにおける知的財産権の実施および今後の開発に関わる調整、指導ならびに監督は DIPP が担当することとなるが、行動計画を実際に実施する際の責任は、割り当てられた業務範囲に関係する省庁に残る。州政府を含む公的部門および民間部門の機関ならびに利害関係者の団体も、実施プロセスに関与することになる。

序論

創造性および革新性は、どのような知識経済の成長と発展においても不変のものである。インドは創造と革新のエネルギーに満ち溢れている。進化を遂げる映画・音楽産業、手頃な価格の医薬品へのアクセスを世界的に可能にし、インドを世界の薬局に転換させることに貢献しているインド製薬業界、力強くダイナミックなソフトウェア産業、多様化の著しい手工芸品・繊維産業、アーユルヴェーダ、ウナニ、シッダ、ヨガ等、豊かで汎用性の高いインド医学、インドの宇宙開発計画における進展および高い費用対効果を維持することにおいて先駆的役割を果たすインドの科学者等は、このようなエネルギーのほんの一部である。

インドは常に革新性の高い社会であるにも関わらず、創出される知的財産の多くが保護を受けていないという状態が続いている。これは、認知度の欠如と、知財保護は必要ない、または保護を得るまでのプロセスが不必要に複雑であると認識されていることの2つが原因である。本国家知的財産権政策の根拠は、知的財産権が市場性の高い金融資産および経

済的ツールとして重要であるという認識を高めることである。

インドは確固たる知財法および強固な知財法制を有している。このような法的枠組みは、開発ニーズおよび国際的義務を考慮に入れ、長い期間をかけて発展してきた基本的な政策の方向性および国家の優先事項を反映するものである。

あらゆるものを網羅する知的財産政策は、公益を守りつつ、インドの経済成長および社会文化的発展のために知的財産の最大限の可能性を引き出す、全体的かつ貢献的なエコシステムを推進する。このような政策は知財文化をはぐくみ、富の創造、雇用機会および事業の発展に貢献する知的財産権の創出、保護および利用の可能性を現実のものにするよう、すべての創作者および発明者を導くものである。

本政策は、イノベーションを導く環境の整備において、政府、研究開発組織、教育機関、MSME やスタートアップを含む企業体およびその他利害関係者の強みを織り込んでいく。また、透明性の高い、予測可能で効率の良い管理上および手続上の仕組み、ならびに十分に情報を得た上で裁定が下されるというインド実体法の強みが本政策により完全なものとなる。

概要

政府は、過去 20 年間、国内開発の優先事項に沿い、かつインドが加盟している国際的な条約、協定および協約にも準拠した形で具体的な対策を講じ、それが、TRIPS に準拠し、強固で公正かつダイナミックな知的財産権制度を生み出し、そして確立した。立法および行政レベルでの果てしなく続く改善と、抜本的かつ先を見越した改革の結果、知的財産権の運用、管理そして権利行使が強化された。

インドにおける各種知的財産権の準拠法には、1970 年特許法、1999 年商標法、2000 年意匠法、1999 年商品地理的表示（登録および保護）法、1957 年著作権法、2001 年植物品種および農民権利保護法、2000 年半導体集積回路配置法および 2002 年生物多様性法がある。関連省庁との調整を含め、知的財産権に関する国連の専門機関である世界知的所有権機関（WIPO）に関わる事案は、商工省産業政策推進局（DIPP）が担当する。

商工省産業政策推進局傘下の特許意匠商標総局（CGPDTM）は、インド領域内における特許、意匠、商標および地理的表示に関する法律の運用に責任を持つ。現在、CGPDTM は、4 か所ある特許局（チェンナイ、デリー、コルカタ、ムンバイ）、5 か所ある商標登録局（アーメダバード、チェンナイ、デリー、コルカタ、ムンバイ）、チェンナイにある地理的表示登録局、およびコルカタにある意匠局を通じて運営を行っている。また、ナグプールの国立知的財産管理協会（RGNIIPM）も CGPDTM の管轄下にある。

著作権は人材開発省が所管していた。著作権法は包括的で、先頃の改正で創作者の権利が強化されている。

2001 年植物品種および農民権利保護法は、植物品種と農民の権利の保護について規定したインド独自の法律で、農業省が所管している。

情報技術局は、半導体集積回路配置を担当する。半導体集積回路配置法に基づく最初の登録は、2014 年 10 月に付与された。

インドの生物多様性保護は、環境・森林省の管轄下である。2002 年生物多様性法は、アクセスを規制し、生物資源および関連する伝統的知識の利用で得た利益を公平かつ公正に共有するための仕組みを規定する。

インドは、国際社会における自らの義務を常に意識しており、多くの国際条約に加盟して、世界規模で知的財産権を推進している。インドは、著作物への視覚障害者等のアクセスのための 2013 年マラケシュ条約を批准した最初の国である。2013 年のマドリッド協定議定書への加盟は、標章所有者が国際的に提携するための第一歩である。インド特許庁は、国際調査機関および国際予備審査機関として認められている。

インドの知的財産権制度には、司法審査および上訴規定という形態での適切な保護手段がある。インドの裁判所は、判決でインド法の意図および目的を明確に示すことにより、一貫して知的財産権を行使している。知的財産審判委員会（IPAB）は、特許審査管理官および商標・地理的表示登録官の決定に対する不服申立を審理する。

多くの取り組みにおいて、CGPDITM 傘下の知財関係部局は近代化されており、良い方向への変化が見られる。安定した電子サービス提供システムの開発に向けた取り組みも行われており、これには、電子技術を利用した革新的ツールを通じて、ダイナミックな知財知識をリアルタイムに一般大衆へ普及させるシステムも含まれる。

ビジョン・ステートメント

万人の利益のために、創造性および革新性が知的財産によって奨励されるインド、知的財産が科学技術、芸術、文化、伝統的知識および生物多様性資源の発展を推進するインド、知識が開発の主要な原動力であり、所有される知識が共有される知識に変わるインド。

ミッション・ステートメント

インドにおいて、以下を目的とした、ダイナミックで活気に満ち、かつ釣合いのとれた知的財産制度を構築する。

- 知識経済における革新性と創造性を養うことにより、起業家活動を促進し、社会経済的および文化的発展を強化する。
- 社会的、経済的および技術的重要性の高い分野の中でも、特に医療、食糧安全保障ならびに環境保護に注力する。

目標

本政策では7つの目標が設定され、その中で担当省庁が取るべき手段が示されている。実施を担当する省庁は、当該目標の達成に向け、他省庁などの利害関係者すべてと連携するものとする。

目標 1：知的財産権に対する意識向上：アウトリーチとプロモーション

社会のすべての部門における知的財産権の経済的、社会的および文化的利益に関する
国民の認識を高める

21世紀は知識の時代であり、知識経済—成長と発展のために知識を生み出し、広め、使用する経済—によって牽引されている。元来、インドにおいて知識は収益化されるものではない。これは利他的で賞賛に値するものであるが、知的財産権は強力に保護されるものであるという世界的な体制には適合しないため、知識を知財資産に変える意義を広める必要がある。これには、知識観と知識の評価に対する大幅なパラダイムシフト、つまり知識とは何かではなく、知識はどんなものになり得るかという観点が求められる。

多くの知財所有者は、知的財産権から恩恵を受けられることや、知財資産を作り出したり自身のアイデアから価値を創造する能力が自分自身にあることに気づいていない。保護可能な知的財産権を創設する過程が複雑であるため、知財所有者の意欲がそがれることが多い。逆に言えば、彼らは他者の知的財産権の価値およびそれを尊重する必要性についても認識していないと考えられる。本政策は、アウトリーチとプロモーションを通して、この両方の観点に対処することを提案する。

知的財産権の恩恵ならびに権利所有者および国民にとっての知的財産権の価値についての認識を高めるために、全国的な推進プログラムが展開されるべきである。このようなプログラムにより、公的部門および民間部門、研究開発センター、産業界ならびに学術研究機関において創造性および革新性を奨励する環境が作り出され、商業化および保護可能な知的財産の創出につながっていく。

とりわけ田舎や辺境地域の目立たない知的財産の創出者および所有者に手を差し伸べることも必要である。地理的表示、文化遺産、伝統的知識、遺伝資源、伝統的文化表現および民間伝承といったインドの豊かな伝統に関する認識を高めることに重点を置く。

個人および地域社会に対する直接の経済的論拠は、革新的であることの誇りとともに、国民に対して効果的に伝えられることが望ましい。本プログラムのメッセージは、「創造的なインド、革新的なインド (Creative India; Innovative India)」という包括的なスローガンで示される。

この目標の達成に向け講じるべき手段について、以下に概略を示す。

- 1.1** 「創造的なインド、革新的なインド」というスローガンを全国的に採用し、「メイク・イン・インド」、「デジタル・インド」、「スキル・インド」、「スマート・シティ」など、その他の国家的取り組みと今後連携させることを含め、電子メディア、印刷物およびソーシャル・メディアで関連キャンペーンを実施する。
- 1.2** 以下を行うことで、すべての利害関係者に対して知財の価値および恩恵を伝え、インド知財の強みに関する体系的なプロモーションキャンペーンを展開する。
 - 1.2.1** 産業界、MSME、スタートアップ、研究開発機関、科学技術機関、大学およびカレッジ、発明者および創作者、起業家の特定のニーズに合わせてプログラムをカスタマイズする。
 - 1.2.2** とりわけ田舎や辺境地域の物言わぬ目立たない知的財産の創出者および所有者に対し、彼らのニーズや関心事に合わせたキャンペーンを通じて手を差し伸べる。これらの創出者および所有者には、小企業、農民・植物品種利用者、伝統的知識および民間伝承の所有者、デザイナーおよび職人などが含まれる。
 - 1.2.3** それぞれの領域における価値を創出するため、知的財産権の利用成功事例研究をキャンペーンに採り入れる。
 - 1.2.4** 競争上の優位性をもたらすインド特有の能力としての、高品質で費用対効果の高い革新性という考え方を推進する。
 - 1.2.5** インド知財に対する認識と重要性を広めるため、著名人を「大使」として関与させる。
 - 1.2.6** 印刷、電子的、ソーシャル・メディアによる視聴覚資料を宣伝目的で利用する。
 - 1.2.7** 国内のあらゆる地域に移動可能な展示（例えば、国内を縦横に移動するテーマ付き列車、巡回宣伝）を創設する。
 - 1.2.8** 複数の言語で書かれ、字の読めない人向けに挿絵の入った知財プロモーション用資料を作成する。
 - 1.2.9** 公共アウトリーチ・プログラムの策定および実施に向け、他国におけるベストプラクティスおよび成功事例を調査する。
- 1.3** 以下を行うことにより、とりわけ産業界および官民両方の研究開発機関を対象とした認識向上プログラムを策定する。
 - 1.3.1** 出願公開前であっても各自の発明を保護する必要があることを、科学者／研究者により深いレベルで理解してもらう。
 - 1.3.2** 公共研究機関および民間部門を、知財創出プロセスおよびそこから生み出される価値を打ち出すキャンペーンの展開に従事させる。
 - 1.3.3** 多国籍企業および大企業による従業員向け知財プログラムの開発・採用ならびに国民への普及を奨励する。
 - 1.3.4** MSME による知財の開発および保護を支援する特別なメカニズムについて取り上げた資料を作成する。
- 1.4** 以下を行うことにより、知財の重要性を強調するための、広く周知されたイベントおよび継続中のプログラムを展開する。
 - 1.4.1** 上述のイベントに関して業界団体、大企業、研究開発機関および高等教育機関と提携し、革新性、創造性および知財に関する博物館の設立を検討する。

- 1.4.2 州政府の支援の下、とりわけ主要な産業・革新・大学集団における「革新および知的財産の日」について発表する。様々な都市や機関で「世界知的財産の日」を祝う。
- 1.4.3 知財の革新企業および創作者を顕彰するインドの「栄誉殿堂」を設立する。
- 1.4.4 特定の部門で知財創出活動を奨励する賞を設ける。
- 1.5 以下のための、適切な教材を作成する。
 - 1.5.1 知的財産権の重要性を強調するすべてのレベルの教育機関。
 - 1.5.2 あらゆるタイプの利用者向けのオンライン・通信教育プログラム。
 - 1.5.3 適切なレベルの学校のカリキュラムに知的財産権を組み込むこと。
- 1.6 メディアと協働し、知財関連問題に対する意識向上を促す。

目標 2：知的財産権の創出

知的財産権の創出を奨励する

知財出願および登録・付与の結果を概略的に見ていくことは、一国における知財創出の現状および可能性を評価するパラメーターの一つになる（ただし、唯一のパラメーターではない）。インドにおける特許出願数は過去数年間で増加しているが、インド国民による出願の割合は比較的低い。商標の場合、インドは出願受理件数で世界の上位5位に入っており、その大半はインド国民によるものである。意匠登録出願数に関しては、膨大な数のデザイナー、職人および芸術家が国内にいることを考えると、インドの潜在能力をはるかに下回る。インドは科学技術分野において多くの人材を抱えており、その人材は、研究開発機関、企業、大学および技術研究所に広がっている。この豊富な知識資源を利用し、知財資産の創造を奨励することが必要である。

地理的表示（GI）に関しては、とりわけ非公式部門において多数の製造物にその保護が与えられており、インドにとって強みとなりかつ楽観視される分野である。著作権に基づく部門は、インド経済に著しく貢献しており、その将来の可能性は計り知れない。植物品種および農民権利の分野では、出願および登録の数に非常に明るい兆候がみられる。インド固有の天賦の財産である伝統的知識の開発、促進および利用については、まだまだ未開拓の部分が多い。伝統的知識の所有者が実際に参加するプロモーション活動を行う必要がある。

部門を超えて包括的な基礎調査または知財監査を行うことで、特定分野の将来性を評価することができ、ひいては、その大きな将来性を活用して新たな技術や製品、ソリューションの開発を支援するための絞ったプログラムを編成・実施することができる。これには、特に知的財産権推進センターやインキュベーターの強化および普及が含まれる。国の優先分野に関する研究者および革新企業の支援に重点が置かれることになる。法人部門に対し、知的財産権の創出と活用を奨励することも必要である。また、教育機関、とりわけ大学や法科系および技術系機関の履修課程に知的財産権を導入することが望ましい。

すべての発明者、とりわけMSME、スタートアップ、草の根革新企業が知的財産権制度の

恩恵を受けられる制度を考案するための対策も求められる。当該ユーザ企業による出願を奨励するインセンティブを組み込んでもよいだろう。これには、知的財産権の創出から商業化までのバリューチェーン全体のための、知的財産権の国内出願を促進するスキームも含まれる可能性がある。様々な法律に基づく優遇税制を利用して、また、直接税および間接税上の特典利用手続の簡素化を通じて、研究開発を推進する必要がある。

伝統的知識デジタル・ライブラリー (TKDL) に関しては、さらなる研究開発に向けた利用の可能性が検討される一方で、その対象範囲も拡大されるべきである。

この目標の達成に向け講じるべき手段について、以下に概略を示す。

- 2.1 「創造的なインド、革新的なインド」キャンペーンを利用して、創造性および革新性の価値ならびに結果として国民が受ける恩恵について周知し、知識の創造および知財によるその応用を奨励する考え方と文化を形成する。
- 2.2 強みとなる分野および将来性のある分野を評価するために、利害関係者と協力して様々な部門で包括的な知財監査または基礎調査を実施し、発明者および創作者のターゲット・グループに優先順位を付け、彼らのニーズへの対応に特化したプログラムを開発し、彼らが知財資産を創造して彼ら自身および社会の利益のために活用できるよう資源を提供する。
- 2.3 経済、雇用、輸出および技術移転に関して、各種産業における知財の貢献度を評価するための調査を行う。
- 2.4 国立研究機関、大学、技術機関およびその他の研究者による知的財産権の取得を奨励・推進することによって、彼らの知財創出量の向上に重点的に取り組む。
- 2.5 知財創出を研究資金やキャリアアップにつなげることで、学術機関や研究開発機関の研究者の知財創出を後押しする。
- 2.6 組織と個人研究者およびイノベーター間のロイヤルティの分担に関する統一されたガイドラインを示すことで、公共の学術および研究開発機関の研究者の意欲を高める。
- 2.7 公的研究開発団体および技術機関の主要業績指標に知財創出を組み入れ、当該評価をティア 1 からティア 2 の機関に徐々に拡大する。
- 2.8 国家として重点的に取り組む優先分野について、研究者および革新企業にガイドラインを提供する。優先分野の例としては、エネルギーおよび食糧安全保障、医療、農業に加え、バイオテクノロジー、データ分析、ナノテクノロジー、新素材ならびに情報通信技術 (ICT) などが挙げられる。
- 2.9 公的研究開発機関および産業界に、手ごろな価格で入手可能な、顧みられない病気の治療薬の開発を奨励する。
- 2.10 科学・産業研究評議会 (CSIR: Council of Scientific and Industrial Research) によるオープンソース創薬 (OSDD: Open Source Drug Discovery) など、オープンソースの研究を含む研究開発を奨励し、特に命にかかわる病気やインドで多発する病気の予防、診断、治療に関する新しい発明を促進する。
- 2.11 産業界や技術革新に関連する大学において、知財推進センターを設立・強化する。
- 2.12 産学連携基盤を構築し、共同で特定した分野における知識の交流ならびに知的財産

権に基づく研究およびイノベーションの相互作用を推進する。

- 2.13** 内資・外資を問わず、研究開発事業を行う大企業に対して、インド国内における知的財産権の創出、保護および活用を促す。
- 2.14** 創作者にとっての著作権の価値ならびに著作権の経済的権利および著作者人格権の重要性についての意識を高める。
- 2.15** MSME、スタートアップ、草の根革新企業が、知的財産権の創出から商業化に至るバリューチェーン全体の知財創造に関わる取引コストを削減できるよう支援するサポートシステムを導入する。これには、知的財産権の国内出願を円滑化するスキームも含まれる。
- 2.16** 以下を含む研究開発奨励策を検討する。
 - 2.16.1** 様々な法律に基づく優遇税制を利用して、また、直接税および間接税上の特典利用手続の簡素化を通じて、研究開発を推進する。
 - 2.16.2** 公的資金による研究から生まれた知的財産権に基づく製品の販売・輸出について、期限付きの助成を検討する。
 - 2.16.3** 抵当となりうる資産としての知的財産権を使用した商品化のリスクをカバーし、スタートアップを支援するため、効果的で簡略な借入保証制度を構築する。
- 2.17** オープンイノベーションを促す文化を育むため、企業の社会的責任（CSR）の一環として「公的研究開発部門への資金投入」を進める。
- 2.18** 環境保全技術分野での知的財産権創出および省エネ機器の製造に対して、特別優遇措置を提供する。
- 2.19** 伝統的知識デジタル・ライブラリー（TKDL）の対象範囲を広げ、アーユルヴェーダ、ヨガ、ユナニ、シッダ以外の分野も盛り込むべきである。
- 2.20** 民間部門がさらなる研究開発に向け TKDL を利用する可能性を検討する一方で、公的研究開発機関が同様の目的で TKDL を利用することを認めるべきである。ただし、悪用を防ぐ対策が講じられる必要がある。
- 2.21** 口伝による伝統的知識の文書化し、当該知識の完全性が保たれ、地域の伝統的ライフスタイルが損なわれないようにする。
- 2.22** 教育機関、とりわけ大学や法科系および技術系機関の履修課程に知的財産権を導入する。
- 2.23** インドの個人および事業体による世界的市場での知的財産権創出および保護を推進する国際機構ならびに条約（PCT、マドリッド、ハーグ等）についての認識を高める。
- 2.24** あらゆるレベルの学生の間で知財の創出および利用を推進し、奨励する。知財の価値を理解させるための意識向上プログラムおよび教材を利用する。
- 2.25** 高度で持続可能な農業生産に知財を応用させることにより、農業および養魚部門における技術革新を奨励する。
- 2.26** 支援機関を通じて地理的表示（GI）の登録を奨励する。GI 生産者による受入れ可能な品質基準の決定および維持を支援し、より高い市場性を提供する。
- 2.27** 意匠法に基づいて保護可能な革新分野を特定、育成、促進し、デザイナーが自己の意匠を利用してそこから恩恵を得るよう教育することにより、意匠関連の知的財産

権の創出を奨励する。NID、NIFT などの機関を、意識向上キャンペーンに関与させる。

- 2.28 インドのサイバー・セキュリティーに関連するものも含め、情報通信技術に係る知的財産権創出が奨励される。
- 2.29 特許の国内出願を増やす対策を講じる。
- 2.30 伝統的知識の所有者が実際に関与・参加することにより、伝統的知識というインドの豊かな伝統を推進する。伝統的知識の所有者には、文明の黎明期から育まれてきたこの知識制度を拡大するための支援とインセンティブが与えられる。

目標 3：法的枠組み

権利者の利益と公衆の利益との釣合いがとれた、強力かつ効果的な知的財産権法を持つ

強力で釣合いの取れた法的枠組みは、イノベーションの継続的な流れを促し、活気のある知識経済を実現するために欠かせないものであることは広く認められた事実である。インドは、国民の革新的および創造的能力を最大限活用するためには、知的財産権の効果的な保護が不可欠であることを認識している。インドには、国内のニーズと国際的義務を考慮して長年にわたり発展してきた知財法があり、現行法は TRIPS 協定後に成立または改正されたもので、同協定に完全に準拠している。これらの法律は、様々な判決と共に、知的財産権の保護および推進に向けた効果的で安定した法的枠組みとなっている。インドは、国際条約および TRIPS 協定の交渉への前向きな関与を続けながら、当該条約および協定で認められる立法上の裁量の余地および柔軟性を引き続き利用していく。インドは、TRIPS 協定および公衆衛生に関するドーハ宣言に引き続き従うものとする。

また、インドは伝統的医療に関する知識も豊富で、多様な形態で存在している。その中でも、アーユルヴェーダ、ヨガおよびナチュロパシー、ユナニ、シッダ、ソバ・リグパ (Sowa Rigpa) ならびにホメオパシーなどの医学は成熟しており、経済的価値が非常に高い。人類の利益のために伝統的知識がダイナミックに発展するための環境を整える一方で、それが口承であれ成文化されたものであれ、これらの知識を悪用から保護することも重要である。

絶えず変化する流動的な知識分野において現行法の及ぶ範囲を予測することは困難であるため、随時必要に応じて法律改正を実施しなければならない。このために、利害関係者と協議を行い、法律を国内のニーズおよび優先事項に沿った最新の状態に保つことになる。知的財産権法の管理および権利行使における透明性と効率性向上のために、この法的枠組みを利用することもできる。

この目標の達成に向け講じるべき手段について、以下に概略を示す。

- 3.1 利害関係者と協議の上、必要であれば現行の知財法を見直してこれを更新および改善し、または逸脱および矛盾があれば排除する。
- 3.2 利害関係者と協議の上、国際条約および協定の交渉に前向きに従事する。インドの国益となる多国間条約への加盟を検討する。インドが事実上履行している条約に加

盟し、インドが意思決定過程に参加できるようにする。

- 3.3 伝統的知識 (TK)、遺伝資源 (GR) および伝統的文化表現 (TCE) を保護するための法的拘束力を持った国際文書の整備に向けた、様々な国際フォーラムでの協議への積極的かつ前向きな参加を続ける。
- 3.4 温室効果ガスの人為的な排出の削減という目標を果たし、気候変動への適応活動を支援するため、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 第 4 条に則り、クリーン技術およびノウハウを先進国からインドへ移転することを目指す。
- 3.5 知的財産権の管理および権利行使の明確化、簡素化、合理化、透明化を図り、かつ期限内に処理するため、知財関連規則、ガイドライン、手続きおよび慣行を見直し、最新の状態にする。
- 3.6 詳細な調査を実施して、伝統的知識 (TK)、遺伝資源 (GR)、伝統的文化表現 (TCE) 保護に現行法を適用する妥当性および範囲を定め、変更が必要であればそれを提案する。
- 3.7 1952 年映画法を改正して、映画の不法な複製に対して罰則を科す。
- 3.8 今後の政策展開に向け、以下のような重要研究調査分野を特定する (以下は例示であり網羅されているわけではない)。
 - 3.8.1 知財法間および知財法と他の法律との間の相互関係。曖昧な点や矛盾があった場合はこれらを排除する。
 - 3.8.2 競争法および政策と知財との相互作用。
 - 3.8.3 それぞれの管轄地が、特許や生物多様性などの知的財産権の管理または権利行使に多大な影響を及ぼす当局のためのガイドライン。
 - 3.8.4 営業秘密の保護。
- 3.9 技術移転、ノウハウ、および公正かつ合理的な条件での標準必須特許 (SEP) に関するライセンス供与の問題を検討し、必要に応じてこれらの問題に対処する法的枠組みを適宜策定する。

目標 4 : 行政および管理

サービス指向の知的財産権行政を近代化し、強化する

様々な知的財産権の運用管理局 (知財局) は、法律の運用、知的財産権の付与または登録、研究開発に利する知的財産権関連情報の普及といった知的財産権関連サービスの利用者への提供、および国内のイノベーションの促進などを行っており、効率的で釣合いのとれた知的財産権制度の要である。また、政府、知財支援機関と利用者の橋渡しとしての役割も担っている。知的財産権の重要性が増し、経済的発展に資するにつれ、知財の運用管理の重要性も高まっている。知的財産権インフラは、グローバル化した経済の国際的枠組みにおいて競争力を高めるための重要な要素の1つであり、現代の知財局の組織、構造および機能にも影響を与える。

知財局は現在二つの課題を抱えている。一つは、業務量と技術的な複雑性が増している中で、自身の業務をより効率化、合理化させ、費用対効果を高めること。もう一つは、付加価値サービスを開発して利用者層へ提供することで、知財局をより利用者にやさしいもの

にすることである。ICTインフラの向上など、各種知財局の近代化に向けた対策が引き続き講じられる。知財局におけるサービス指向の制度の確立に向け、知的財産権出願処理の期限を設定し、それを遵守するための方策も講じられることになるだろう。また、予想される業務量を分析し、増員を行う必要もある。

国内法および国際的義務の目的と根拠に関して、あらゆる職位の知的財産権担当者の意識を向上させるとともに、彼らの継続的な教育および研修ならびに業務の定期的な監査を行うことによって、活気のあるサービス指向の知的財産権制度が確保される。進化する知財環境における研修のニーズに対応するため、ナグプールの国立知的財産管理協会（RGNIIPM）を強化する必要がある。知財局と各種研究開発組織・大学との交流を促す対策も講じられるべきである。

今まで高等教育局の所管だった1957年著作権法、および電子工学・情報技術局の所管だった2000年半導体集積回路配置法が産業政策推進局の所管に移され、各種知財局間の相乗的連携が1つの傘下に収められ、プロセスが合理化され、より良いサービスが利用者に提供される。知財資産の推進、創出および商業化に向け、産業政策推進局が所管する知的財産権推進管理部（CIPAM）を設置すべきである。

能力開発、人材開発、研修、データベースへのアクセス、調査および審査における成功事例、ICTの利用、ならびに利用者指向サービスなどの分野において、他国の知財局との技術協力を促進するため、引き続き努力するべきである。

この目標の達成に向け講じるべき手段について、以下に概略を示す。

- 4.1 高等教育局が所管する1957年著作権法および著作権登録局は、産業政策推進局の所管に移される。
- 4.2 電子工学・情報技術局が所管する2000年半導体集積回路配置法および半導体集積回路配置登録局（SICLDR）は、産業政策推進局の所管に移される。
- 4.3 知財利用者とサービスの急増および多様化、より高度な責任、ならびに増大する業務量を考慮して、知財局を再編、格上げ、近代化する。
- 4.4 推定される業務量、迅速な滞貨処理、世界的な保護制度の要件、および生産性パラメーターを分析した後、増員を行う。
- 4.5 効率性および生産性を高める最良の人材を確保するために、組織および幹部構成、採用プロセス、研修、キャリア開発、実績ベースの奨励策について調査・精査する。
- 4.6 知財局の拡大するニーズを考慮し、また電子出願、電子処理およびその他の電子サービスを加速させるために、物理的およびICTインフラをさらに近代化する。
- 4.7 各種知財局と公的研究開発機関との交流を推進し、職員および研究者の意識向上を図る。
- 4.8 各種研究開発機関、大学、資金提供機関、商工会議所と共同で、知財の創出、管理および利用を促進する助言サービスの提供に取り組む。
- 4.9 PCT 最小限資料の一部にTKDLを組み込む努力をする。
- 4.10 知財局間の緊密な協力関係を構築し、法律、規則、ガイドライン、データベースへ

- の容易なアクセスと、より良好な調整のための共通ウェブ・ポータルを創設する。
- 4.11** 能力開発、人材開発、研修、データベースへのアクセス、調査および審査における成功事例、ICT の利用、ならびに利用者指向サービスの分野において、他国の知財関係部局との協力を促進する。
 - 4.12** MSME、非公式の革新企業および伝統的知識の所有者を含むすべての発明者に知財制度の恩恵が及ぶようなアプローチおよび仕組みを導入する。
 - 4.13** 知財資産の推進、創出および商業化に向け、産業政策推進局が所管する知的財産権推進管理部（CIPAM）を設置する。
 - 4.14** インドでの製造を促進するため、特許出願の早期審査の可能性を検討する。
 - 4.15** 国際協力および二国間協力を強化し、在外のインド使節団と連携して、知財の発展状況を追い、知財に係る問題に対して助言を行う。
 - 4.16** 特許意匠商標総局
特許、意匠、商標および GI を管理する特許意匠商標総局は、ここ数年、ICT の改良、利用における大転換を経験しているが、以下の手段を通じてさらなる転換が進められる。
 - 4.16.1** 登録の付与および異議申立処理の期限を設定し、厳守する。
 - 4.16.2** 文書のファイリングおよび摘要作成、記録の保持およびデジタル化（文書のワークフローおよび追跡システムを含む）に関して、成功事例を採用する。
 - 4.16.3** サービス指向の文化を創造して、利用者にやさしい知財局を作る。
 - 4.16.4** 意匠局のデジタル化を進め、オンラインによる調査および出願を可能にする。
 - 4.16.5** 知財局の公記録が容易に利用でき、オンラインとオフラインの両方でアクセスできるようにする。
 - 4.16.6** 知的財産権の効率的な付与および管理を推進するために、知財運用において採用されているプロセスの監査を定期的を実施する。
 - 4.16.7** ISO 認証の取得を目的として、業務の全段階に品質基準を導入する。
 - 4.16.8** 知財局と国立生物多様性局が実際に連携して、遺伝資源および関連する伝統的知識を使用した発明に対する特許付与に関係するガイドラインについて、調和のとれた実施ができるようにする。
 - 4.16.9** 審査手続（特にサーチおよび審査）、実体法および技術に関する最新情報を知財局職員に提供するため、国立知的財産管理協会（RGNIIPM）とともに、継続的な研修を実施する。
 - 4.16.10** 商標局および特許局の支局間で齟齬がある場合はそれを排除し、標準化された出願審査／付与（権利の維持を含む）手続を採用する。
 - 4.16.11** 特許出願に関して、全国規模で、分野ごとの一元的優先順位を設ける。
 - 4.16.12** Centralized Access for Search and Examination (CASE) および WIPO デジタル・アクセス・サービス (DAS) への参加を検討する。
 - 4.16.13** 特許局が公表した現行ガイドラインは、法規定に合わせて定期的に見直し、改訂されるものとする。
 - 4.16.14** ヘルプデスク、意識向上・研修資料、国際特許調査メカニズムおよびその他の知財関連データベースの容易な遠隔アクセスという形で付加価値サー

ビスを提供する。

4.16.15 MSME および草の根革新企業による出願を奨励するために、優遇措置を導入する。

4.16.16 定期的に特許および商標弁理士の試験を行う。研修計画を立て、能力開発活動に彼らに関与させる。

4.17 著作権登録局

同局は、以下を実施する。

4.17.1 事務所スペースおよびインフラ、組織構造、電子提出設備（電子出願を含む）、登録の処理および最終抄本の発行に関して、著作権局の近代化を推し進める。

4.17.2 著作権記録のデジタル化を行い、オンライン調査設備を導入し、著作権局の職員に必要な人員および適切な研修設備を確保する。

4.17.3 権利保有者にとって最大の利益となるように、ロイヤルティの徴収および分配において透明性および効率性を確保するため、著作権団体の効果的な管理に向けた措置を早急に講じる。

4.17.4 ヘルプデスク、意識向上および研修資料という形で、利用しやすいサービスを提供する。

4.17.5 個人創作者、企業および機関の創作物に対する著作権付与プロセスを合理化する。

4.18 植物品種および農民権利の保護当局

同局は、以下を実施する。

4.18.1 新規、既存および本質的に由来する植物品種の登録増加を支援し、手続きを合理化する。

4.18.2 農家による種子の開発および商業化を促進する。

4.18.3 当局と、農業大学、研究機関、技術開発管理センターおよび農業科学センター（Krishi Vigyan Kendra）との間の連携を構築する。

4.18.4 他の知財局と調整して、研修、専門的技術の共有および成功事例の採用を行う。

4.18.5 意識の向上に努め、研修および教育プログラムを強化する。

4.18.6 事務所のインフラおよび ICT 利用を近代化する。

4.19 半導体集積回路配置登録局

4.19.1 当局は、2000 年半導体集積回路配置法に基づく出願に対する関心が欠如している理由を調査し、適切な救済手段を提案する。

4.19.2 今後の業務に関して、特許意匠商標総局下の特許および意匠局の担当グループと連携する。

4.20 国立生物多様性局。

4.20.1 政府は、知的財産権の付与、生物資源および関連する伝統的知識へのアクセスならびに利益配分に関するガイドラインの調和のとれた実施を目的として、国立生物多様性局（NBA）、知財局および AYUSH 省[※]などの関係省庁間の

[※] JETRO 註：伝統療法省（A: アーユルヴェーダ、Y: ヨガおよびナチュロパシー、U: ユナニ、S: シ ッダ、H: ホメオパシー）

協議・調整メカニズムを正式に承認する。

4.20.2 NBA は、知的財産権の早期付与と金銭的および非金銭的利益配分に向けて承認手続を合理化し、NBA と出願人との間をしっかりとつなぐ、効率的で利用しやすい仕組みを導入する。

4.21 特許意匠商標総局（Controller General of Patents, Designs and Trademarks）は、その責務の範囲が変更されることを考慮し、その権能を反映するため、称号を知的財産権総局（Controller General of Intellectual Property Rights）に変更する。

目標 5：知的財産権の商業化

商業化を通して知的財産権の価値を得る

知的財産権の価値および経済的報酬は、その商業化からのみ生じる。国内の既存の知財資産の資本化については、足並みをそろえた努力がなされるべきである。起業家精神を育み、知的財産権の経済的価値が得られるようにすべきである。インキュベーターやアクセラレーターなどの既存の起業家活動促進制度は、知財指向のサービスで強化する。

資金調達には起業家にとって大きな障害であるため、投資家と知財創出者を結び付ける必要がある。知財の市場化を目的とした知財の金銭的評価および知財の可能性の評価という、別の制約にも直面している。

BIRAC、NRDC、TIFAC[※]など、様々な省庁および政府機関によって提供された既存の知財関連資金を吟味し、その資金を可能な限りまとめ、重複投資を防ぐ一方で成功モデルを拡大する必要に迫られている。公的研究所、学術研究機関などの機関は、自身の研究結果の商業化を推し進めるべきであり、これらの機関は、知的財産権の開発および展開において、相応の国の支援を受けるべきである。

比較的規模の大きい一部の組織は自身の技術／知的財産権を商業化する意向も能力も持ち合わせているが、そうでない組織も存在する。このため、特に MSME、学術機関および個人イノベーターの観点から、このような制限に対処する促進メカニズムの構築が不可欠である。これを実現するための効果的な方法の 1 つに、知財推進センターの活動と産業界、特に産業クラスターとの相乗作用を生み出すという方法がある。これには、ライセンス供与契約に関する意識向上も含まれている。

知的財産権の共通データベースとして機能する公共プラットフォームの構築も必要である。このようなプラットフォームにより、創作者および革新企業と潜在的な利用者、購買者および資金提供機関につながりができる。また、テクノロジーの現状を調べてホワイトスペースを特定することにより、カバーされていない分野での革新的活動を促進することにも役立つ。ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、農業バイオテクノロジー、生命科学、

※ JETRO 註：BIRAC - バイオ産業支援協議会、NRDC - 国立研究開発公社、TIFAC - 技術情報予測評価協議会

グリーンテクノロジー、電気通信、新素材、宇宙技術などの新興技術には革新の大きな可能性がある。

この目標の達成に向け講じるべき手段について、以下に概略を示す。

- 5.1** CIPAM は、以下の任務も遂行するものとする。
 - 5.1.1** 創作者および革新企業を潜在的な利用者、購買者および資金提供機関と結び付ける役割を果たすことで、知的財産権者と知的財産権の利用者にプラットフォームを提供する。
 - 5.1.2** IPR Exchange[※]の実現可能性を検討するための調査を実施する。
 - 5.1.3** 情報およびアイデアの交換、ならびにプロモーション／教育用製品およびサービスの開発を目的とした、様々な組織間の連携を構築する。
 - 5.1.4** インドの知財データベース、および創作者／革新企業、市場アナリスト、資金提供機関、知財仲介者についての世界的なデータベースへのアクセスを円滑にする。
 - 5.1.5** 国内外の知財の推進および商業化のための成功事例の導入を検討し、促進する。
 - 5.1.6** 知的財産権商業化に向けた公的部門の取り組みを促進する。
- 5.2** 知的財産権のライセンス供与および技術移転を促進する。知的財産権の商業化を可能にする適切な契約およびライセンス供与のガイドラインを考案する。知的財産権に基づく製品およびサービスを創り出すために、特許プールおよびクロス・ライセンスを推進する。
- 5.3** 単一窓口サービスのための推進センターなどの実現機関とともに、MSME、個人発明家および非公式部門の革新企業による知的財産権の商業化を支援する。
- 5.4** インドの発明家、MSME、スタートアップに対し、他国でも知的財産権を獲得・商業化するよう奨励する。
- 5.5** 公平、合理的かつ非差別的（FRAND）条件での標準必須特許（SEP）の利用可能性について検討する。
- 5.6** インドの知的財産権、特に GI に基づく製品およびサービスについて、世界の消費者に向けた市場化の機会を見極める。
- 5.7** 研究開発機関、産業界、学界および資金提供機関の間における知財創出および商業化の協調的取り組みを促進する。
- 5.8** 以下の手段で手頃な価格の薬およびその他の治療法が容易に利用できるようにする。(a) 公的部門、民間部門、大学、NGO 間の部門を超えた協力を推進する。(b) 新しいライセンス供与モデルを広める。(c) 新しい技術基盤を整える。
- 5.9** 規制プロセスを合理化することにより、安全性および効能基準を維持しつつ、薬の製造・販売の承認をタイムリーに行う。
- 5.10** 医薬品有効成分（API）の輸入依存度を下げるため、インドにおける API の製造を促す革新的な方法を採用したり、保健医療分野の公的企業を活性化する。
- 5.11** 以下を行うことにより、知的財産権の商業化を資金面で支援する。
 - 5.11.1** 適切な方法およびガイドラインを適用することにより、無形資産としての

[※] JETRO 注：知的財産権の商業取引を行うためのオンラインプラットフォーム

- 知的財産権の評価を可能にする。また、立法、行政および市場の枠組みを策定することで、担保としての知的財産権およびその使用の証券化を可能にする。
- 5.11.2** 投資家／資金提供機関と知財所有者／利用者を引き合わせるために、提唱されている IP Exchange を通じて、知財主導の産業およびサービスへの投資を促進する。
 - 5.11.3** 知的財産ローンを提供する農村部の銀行や組合銀行のような金融機関を通じて、農家、織工、芸術家、職人などの、あまり力のない知財所有者または創出者のグループに対して資金援助を行う。
 - 5.11.4** 銀行、ベンチャーキャピタル、エンジェル基金、クラウドファンディングなどの金融機関と連携し、知財資産の開発・商業化を資金面で援助する。
 - 5.11.5** 製造業政策に基づく技術獲得・開発ファンド (Technology Acquisition and Development Fund) を、ライセンス供与または特許技術取得のために利用する。
 - 5.11.6** 政府によって提供されたすべての知財関連資金を吟味し、その資金を可能な限りまとめる方法を提案する。必要に応じて資金を拡大し、重複を避ける。知財およびイノベーションに関連する資金については、利用が増加するよう認知度を高める。継続的な資金提供に対しては、実績に基づく評価を行う。
- 5.12** オープンスタンダードの採用と共に、フリーソフトウェアやオープンソース・ソフトウェアの利用拡大を進める。インド水準の運用環境整備の可能性を検討する。
- 5.13** 以下を行うことにより、市場化活動を促進する。
- 5.13.1** MSME および研究機関による市場テストを通じた試験販売の検証およびスケールアップを支援する制度を創設する。
 - 5.13.2** 見本市、業界標準化団体およびその他のフォーラムへの参加といった市場化活動の着手金を提供する。
 - 5.13.3** インターネットおよびモバイル・プラットフォームを通じた電子商取引の商機に関するガイドラインを提供して、知的財産権者をサポートする。
 - 5.13.4** 企業に対し、商標や GI などの知的財産権からブランドの資産価値を生み出すよう奨励する。

目標 6：権利行使および司法判断

知的財産権侵害を阻止するための権利行使ならびに司法判断の仕組みを強化する

知的財産権は、基本的に私権である。知的財産権を保護する一次的義務は、自らの権利の行使に法的救済を求めることができる知的財産権者にある。効果的な知的財産権行使メカニズムを提供することに加え、社会的および経済的福祉につながるよう公衆の権利との均衡を保ち、知的財産権の悪用や濫用を防ぐことが同様に重要である。

知的財産権を尊重する精神を一般大衆に広め、発明者および知財創出者に対し、自身の権利を保護・行使する方法を知らせる必要がある。また、各州警察の知的財産権部の強化を含めた、様々なレベルの権利執行機関の能力開発も必要である。

模倣品および海賊品をチェックする方法を見つけ、それを実施することも必要である。この点に関しては、TRIPS 協定第 51 条の脚注にある「不正商標製品 (counterfeit trademark goods)」および「著作権侵害物品 (pirated copyright goods)」の定義を指針とする。

司法研修所や裁判所などで裁判官向けの知的財産権ワークショップ／セミナーを定期的で開催することも、知的財産権係争での効果的な判決につながるであろう。他の利害関係者に向けた学際的な知財コース／モジュールも求められる。

知的財産権に関する係争は、専門商事裁判所で裁決されることが望ましい。裁判外紛争解決 (ADR) 手続が検討されることもある。

この目標の達成に向け講じるべき手段について、以下に概略を示す。

- 6.1** 以下を行うことで、知財の価値についての認識および知財文化を尊重する精神を創出する。
 - 6.1.1** 模倣および海賊製品の害悪に関して、一般大衆、とりわけ若者および学生を教育する。
 - 6.1.2** 知的財産権に対する尊重の精神を創出し、共同戦略およびツールを考案するため、電子商取引分野を含む産業界全体と協力する。
 - 6.1.3** 権利の保護および行使の方法について、発明者、知財創出者の意識を向上させる。
- 6.2** ジェネリック薬を偽造品や模倣品として扱う行為に対し、厳しい対策をとる。
- 6.3** 不正商標表示の薬、不純物の混じった薬、偽造薬の製造や販売を減らすために、断固とした対策をとる。
- 6.4** 人々の認識を高め、また技術に基づく対策を含む法的な権利行使の仕組みを強化することにより、オフライン・オンラインの海賊行為に対処する。
- 6.5** 例えば、利用しやすいポータルを通じた、ICT の注力分野における知的財産権のサポート等、小規模テクノロジー企業による知的財産権の保護を支援する。
- 6.6** 電子工学・情報技術局 (DeitY) による電子工学・情報技術分野における国際特許保護支援 (SIP-EIT) 等、小規模企業による知的財産権の国際的な保護に対する支援を強化する。
- 6.7** 他国における伝統的知識 (TK)、遺伝資源 (GR)、伝統的文化表現 (TCE) の悪用事案を厳しく追及する。
- 6.8** 以下を行うことで、より適切な知的財産権保護を保証するための権利行使メカニズムを強化する。
 - 6.8.1** 各種機関との調整を強化し、権利行使手段の強化に関する指示およびガイドラインを提供する。情報および成功事例を国内外で調整・共有する。様々な部門における知財侵害の範囲を調査する。権利執行当局の間で生じる管轄上の問題がもたらす影響について検討する。デジタル海賊行為を抑制するための、適切な技術ソリューションを導入する。
 - 6.8.2** 知財関連犯罪を減らすための知財部の設置に向け、州政府と緊密に協力する。

- 6.8.3 権利執行当局の人員、インフラ設備および技術能力を増強し、デジタル犯罪の急増を調査する能力を確立する。
- 6.8.4 権利執行当局の職員に対し、再教育研修を含む定期的な研修を、同機関の教育部門で行う。
- 6.8.5 知的財産権の行使における技術ソリューションの適用を奨励する。
- 6.8.6 模倣および海賊行為の範囲ならびにその理由に加え、それを阻止する手段を調べるため、利害関係者と連携して実態調査を開始する。
- 6.8.7 海外でインドの著作物および製品が海賊行為および模倣行為を受けるという問題に対して、関係国と協力して対処する。
- 6.9 競争に悪影響を与えるライセンス供与の慣習や条件については、市場における反競争的行為に関するインド競争委員会規則を含め、適切な措置で対処する。
- 6.10 以下を含む様々な措置を通じて、知財紛争の効果的な判決を促す。
 - 6.10.1 適切な審級に設置された商事裁判所を通じて知財紛争を裁定する。
 - 6.10.2 知財事件を扱う裁判官のために、判例法を含む知財モジュールを作成し、定期的な知財ワークショップ/セミナーを司法研修所で実施する。
 - 6.10.3 仲裁および調停センターを強化することにより、知財事件の裁判外紛争解決 (ADR) を促進し、知財分野における ADR 能力およびスキルを開発する。

目標 7：人材開発

知的財産権分野での教育、研修、研究、スキル開発のための人材、制度および能力を強化・拡大する

知的財産権をめぐる状況は、グローバル化の進展、技術の進歩、デジタル環境、開発義務および世界的な公共政策問題に伴って絶えず急速に変化する。知的財産権の分野で思想的リーダーシップを発揮できるよう、国家としての能力を高めることが重要である。実証的および時局的な知的財産権分野についての継続的な政策研究も、国内外を問わず学際的な観点から行われることが必要とされる。この研究は、政府および組織レベルでの、政策、法律、戦略開発ならびに国際交渉のプロセスの強化につながる。国家的に重要度の高い部門には、最高水準の機関または組織が存在するが、知的財産権開発についてはそのような機関はまだ設立されていない。

経済成長を促進するために知的財産権の潜在能力を最大限に活用するには、政策と法律、戦略策定、運用、権利行使などの分野における知財専門家および有識者の人材プールを拡大していくことが不可欠である。知的財産権の専門知識も、産業界、学界、弁護士、裁判官、知財利用者および市民社会の中で開発され、増加していくことになる。さらに、政策策定、教育、研修、研究およびスキル開発のための、多くの専門分野にわたる人的・制度的能力も強化されると考えられる。このように専門家が確保されることで、国内の知財資産の創出および開発目的での利用が進むことになる。

この目標の達成に向け講じるべき手段について、以下に概略を示す。

- 7.1 ナグプールの RGNIIPM を強化し、産業界およびビジネス、学者、研究開発機関、

知財専門家、発明者ならびに市民社会の知的財産権運営者および管理者を対象にした研修の実施、指導者研修および研修モジュールの開発、海外の同等機関との連携構築、審査官向け司法研修などを行う権限を持たせる。

- 7.2 質の高い教育および研究を提供し、教育能力およびカリキュラムを開発し、さらに実績に基づく基準で業務を評価するために、高等教育機関の知財職を活用する。
- 7.3 司法研修所、国立行政学院 (National Academy of Administration)、警察税関学院 (Police and Customs Academy)、インド外国貿易研究所 (IIFT)、外務省研修所 (Institute for Foreign Service Training)、森林研修所 (Forest Training Institute) などのすべての主要研修機関に学際的な知財コース/モジュールを導入する。
- 7.4 すべての法科系、技術系、医療系および経営教育系機関、国立ファッション技術研究所 (NIFT)、国立デザイン研究所 (NID)、AYUSH (伝統療法) 省教育施設、農業大学、技術・経営研究所などにおいて、知的財産権を必修科目とする。
- 7.5 NID、NIFT、農業大学、技術・経営研究所および技能開発センターに、既存の知的財産権部ならびに技術開発管理部門があればそれを強化する、または新たに設置する。
- 7.6 政府省庁、高等教育機関、研究・技術機関における制度化された知財政策/戦略の策定を促す。
- 7.7 学校、大学およびその他の教育機関で知財教育を段階的に導入する。
- 7.8 企業団体、発明者・創作者協会および知財支援機関に対し、知財問題ならびに教育、研修ならびにスキル開発についての問題意識を持つよう促す。
- 7.9 あらゆるタイプの利用者向けに知財の通信教育およびオンライン・コースを開発する。通信制大学および技能開発センターでの知財教育を強化する。
- 7.10 WIPO、WTO、その他の国際機関および海外の有名大学と協力して、知財教育、研究および研修を強化する。
- 7.11 女性の創作者、発明者、起業家、弁護士、教師、指導者の能力開発を奨励し支援する。

実施

インドにおける知的財産は、様々な省庁が所管する複数の法律、規則および規定によって規制され、多くの当局および部局がこれらの法律を所管している。法規定は、法規定間の対立、重複または矛盾を避けるために、調和して実施される必要がある。効率的に運用し、利用者を満足させるために、関係当局が相互に連携して法律を運用することが必要である。法的、技術的、経済的および社会文化的問題は、相互に交わる様々な知財分野から生じるが、最も公益を図れるよう、総意に基づいて対処・解決する必要がある。国際交渉、地域交渉および二国間交渉では、様々な省庁および利害関係者との協議の上、共通の国家的立場を展開することが必要である。

本知的財産権政策は、知財を国家開発計画における政策および戦略的手段として統合することを意図する。これは、インドにおける知財制度の協調的かつ統合的な開発、ならびに

知財の法制面、行政面、制度面での課題および権利行使に係る課題に関して講じられる全体的なアプローチの必要性を見越したものである。

それ故、インドにおける知的財産権の実施および今後の開発に関わる調整、指導ならびに監督は DIPP が担当することとなるが、行動計画を実際に実施する際の責任は、割り当てられた業務範囲に関係する省庁に残る。州政府を含む公的部門および民間部門の機関ならびに利害関係者の団体も、実施プロセスに関与することになる。

【以上】